

耐震補強工事への補助金は、令和7年度まで

— 県内の住宅の9割が耐震化済みです。 —



Youtube公開中

お問合せ先・補助制度一覧

(令和6年4月現在)

市町名	担当課	電話番号	補助金上限額・割増額(万円)		補助制度の有無				
			補強工事		建て替え	住み替え		防災 ベッド	耐震 シェルター
			一般世帯	高齢者世帯割増※		除却	移転		
下田市	建設課	0558-22-2219	100万円	+20万円				●	●
東伊豆町	建設整備課	0557-95-6303	100	+20					
河津町	建設課	0558-34-1952	100	+20					
南伊豆町	地域整備課	0558-62-6277	100	+20					
松崎町	産業建設課	0558-42-3965	100	+20					
西伊豆町	産業建設課	0558-55-0212	100	+20					
熱海市	まちづくり課	0557-86-6423	100	+20					
伊東市	建築住宅課	0557-32-1763	100	+20		●			
沼津市	住宅政策課	055-934-4766	100	+20		●	●	●	●
三島市	住宅政策課	055-983-2644	100	+20		●			●
御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	100	+20		●		●	
裾野市	都市計画課	055-995-1856	100	+20			●		
伊豆市	都市計画課	0558-83-5206	100	+20				●	●
伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	100	+20				●	●
函南町	都市計画課	055-979-8117	100	+20		●		●	●
清水町	都市計画課	055-981-8225	100	+20		●	●	●	●
長泉町	建設計画課	055-989-5520	100	+20		●	●	●	
小山町	都市整備課	0550-76-6137	100	+20				●	
富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	100	+20	●	●			●
富士市	建築土地対策課	0545-55-2791	100	+20				●	●
静岡市	建築安全推進課	054-221-1124	100						●
島田市	建築住宅課	0547-36-7184	90	+20	●	●		●	●
焼津市	建築住宅課	054-626-2169	100	+20		●	●	●	●
藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	100	+20	●	●		●	●
牧之原市	都市住宅課	0548-53-2633	100	+20				●	●
吉田町	都市環境課	0548-33-2161	100	+20				●	●
川根本町	建設課	0547-56-2227	100	+20				●	●
磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	95	+25		●	●	●	●
掛川市	都市政策課	0537-21-1152	100	+20	●	●	●	●	●
袋井市	建築住宅課	0538-44-3120	100	+20	●	●	●		
御前崎市	都市政策課	0537-29-8732	100	+20	●	●		●	●
菊川市	都市計画課	0537-35-0957	100	+20				●	●
森町	定住推進課	0538-85-6321	120	+20		●		●	●
浜松市	建築行政課	053-457-2473	100	+20				●	●
湖西市	建築住宅課	053-576-4549	100	+20		●	●		●

※65歳以上の者のみが居住するもの等の要件を満たす場合は、割増が適用されます。



静岡県 暮らし・環境部 建築安全推進課
TEL.054-221-3292 FAX.054-221-3567

耐震ナビ **検索** 「耐震ナビ」から耐震診断の申込ができます。



プロジェクト
TOUKAI (東海 倒壊) -0



あなたの家は 大切な家族の命を 守れますか？



令和6年能登半島地震で倒壊した住宅

— 大切な思い出を失わないために —

今なら**“無料の耐震診断”**を受けられます。

令和6年度(2025年3月)で終了

- 対象：昭和56年5月以前に建てられた木造住宅
- 耐震補強工事には補助金がでます(令和7年度まで)



地震による住宅の倒壊から“命を守るための取組フロー”

START ▶ 昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅に住んでいる

令和6年度まで!

診断は電話1本で



無料の耐震診断をする

市町が派遣する専門家による耐震診断を無料で受けられます。

市町の窓口で電話で申し込みください。(裏面のお問合せ先参照)



耐震性あり

耐震性なし

耐震化(建替え又は補強工事)しない

耐震化する

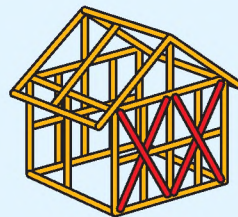
耐震化以外の「命を守る対策」を実施する

補強工事

補助金

100万円

※補強工事費は約160万円



建て替え

補助金

30万円



住み替え

(耐震性のある住宅へ)

補助金 除却費 30万円※1
移転費 10万円※2

※1 既存住宅の除却費用に対する補助
※2 高齢者のみが居住する住宅等に限る

防災ベッド の設置

補助金 10万円

※設置費は約50万円

耐震シェルター の設置

補助金 12.5万円

※設置費は約45万円
※設置面の床工事が必要な場合有

※補助制度の有無及び補助額は、市町によって異なります。
※金額、各種制度はいずれも令和6年4月現在

令和7年度まで!

補助金が100万円~(高齢者のみ世帯等120万円~)

補強計画の作成



耐震補強工事



工事箇所、工事費を検討して、補強計画を作成、
耐震補強工事を実施します。

※一般的な市町の補助額を記載しています。一部の市町については記載の補助額を下回る
場合がありますので、詳細は、市町担当課までお問い合わせください。

※補助金交付決定前に、設計等に着手すると交付金がもらえないので、ご注意ください。



耐震補強工事で
税制の特例が受けられます。

◆ 所得税 ◆
(令和7年12月まで)
基準額の10%控除
(限度額25万円)

◆ 固定資産税 ◆
(令和8年3月まで)
税額の税1/2減額
(1年間)

※税制の特例を受けるには、市町等で発行する証明書が必要です。
※期限のある特例措置ですが、今後延長される場合があります。

防災ベッドとは

地震による住宅の倒壊から身を守り、安
心して就寝していただくため、ベッドにフ
レーム等を設置するものです。



耐震シェルターとは

住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム
等を設置することで安全な空間(一時的
な避難場所)をつくるものです。

